

手数料表

サービスの種類	
求人受理時の事務費用	10,000 円
	手数料負担者は求人者とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金 (内定書や労働条件通知書等に記載されている額) の 50 % (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金 (内定書や労働条件通知書等に記載されている額) の 50 % 手数料負担者は求人者とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 ※上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金 (内定書や労働条件通知書等に記載されている額) の 50 % 手数料負担者は求人者とします。

※上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途申し受けます。

※上記手数料は上限であり、別途求人者と契約書・覚書等で定める手数料が優先されます。

払戻金制度
求職者が早期退職に至った場合、契約内容によって紹介手数料の返金制度を設けています。 適用条件等の詳細は別途求人者と取り交わす契約書・覚書にて定めるものとします。

許可番号：

27-ユ-304483

事業所の名称： シークス株式会社

所在地： 大阪市中央区備後町1-4-9

シークスビル 3階/5階